

令和3年12月10日

事務担当者 様

関東 IT ソフトウェア健康保険組合  
業務部給付課

傷病手当金等現金給付の申請時における申請書写しの取り扱いについて

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合給付課に提出される傷病手当金等現金給付に係る申請書（以下、「給付申請書」という。）について、事業主または事業主の委託を受けた書類提出等代行業者（以下、「提出代行者等」という。）が被保険者に代わり申請する際、一部の提出代行者等においては、給付申請書の提出時に当該給付申請書の写しと返信用封筒を添付し、給付課において当該写しに当組合受領印を押印し返信用封筒で返送することで、提出代行者等の給付申請書提出の証跡とする取り扱いが通例化されておりました。

給付申請書の提出件数が増加傾向であることも踏まえ、給付申請書の写しと返信用封筒の確認作業が複雑化し返送作業に時間を要していること、並びに給付申請書に被保険者本人の「住所」「口座情報」「傷病名」「診療内容」「基礎年金番号」並びに傷病手当金においては疾病に関する意見を記載した「医師の氏名」等極めて機微な情報が含まれていることを鑑み、給付課業務の適正化及び被保険者の個人情報の保全を図る観点から、令和4年1月4日以降に給付課にて受付された給付申請書の写しの返送を一律廃止とさせていただきます。

当該日以降に給付申請書の写しが給付課に送付された場合は、給付申請書（原本）の添付書類として当組合保管とさせていただきます、返信用封筒が同封されている場合であっても返送は行いませんので、予めご了承頂きますようお願い申し上げます（給付申請書の写しの返信のみにご用意頂いた封筒は、当面の間、当該取り扱いを通知する書面の送付に替えさせて頂く予定です）。

一部の提出代行者等においては、急な取り扱い変更にご迷惑をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、当組合の円滑な事務処理並びに個人情報の適正な取り扱いのため、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、上記日付以降に当組合窓口で提出された給付申請書の写しについても、同様に受領印の押印並びに返却は行いませんので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、申請業務を外部委託されている事業所においては、貴社の書類提出等代行業者に必ず当該取り扱いについてお伝え頂きますようお願いいたします。

【お問い合わせ：給付課 03-5925-5303 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）】